

令和7年度

任期付短時間勤務職員採用選考

【 言語聴覚士 】

募集案内

白 井 市

任期付短時間勤務職員採用選考（言語聴覚士）

1. 採用の目的

白井市では、こども発達センターで児童の療育支援を行うため、白井市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び同規則の規定に基づいて、任期を定め、かつ、短時間勤務（週15.5時間勤務）の言語聴覚士の採用を行います。

2. 採用予定人数、職種及び任期等

採用予定人数	1名
職 種	言語聴覚士
任 期	令和8年4月1日以降から令和9年3月31日まで ※任期を更新する場合があります。
勤 務 日	2日/週（月曜日～金曜日）
勤務時間	15.5時間/週
勤務場所	こども発達センター（保健福祉センター1階）

3. 応募資格

言語聴覚士資格を有する人

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 応募方法

- (1) 「任期付短時間勤務職員採用選考応募書（言語聴覚士）」に必要事項を記入し、言語聴覚士の免許登録証（写し）を添付のうえ、郵送又は直接、白井市総務部人事課まで提出してください。

「任期付短時間勤務職員採用選考応募書（言語聴覚士）」は、白井市役

所総務部人事課で交付又は郵便でも請求できます。（郵送を希望する場合は、封筒の表に「任期付短時間勤務職員採用選考応募書請求」と朱書きのうえ、110円切手を貼付した返信用封筒（定形）に宛名を明記し同封して請求してください。）

また、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 身体障害者の方は、申込時に身体障害者手帳を持参又は写しを郵送してください。

5. 受付期間

随時 ※採用となるまで随時受付します。

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日・日曜日及び祝日は閉庁のため、受付は行いません。）

6. 選考の方法及び内容

(1) 第1次選考（書類選考）

「選考応募書」により、受験資格、志望理由等についての関心・課題・意見等から基本的な能力や知識などについて評価します。

(2) 第2次選考（面接選考）

言語聴覚士としての職務遂行能力並びに積極性、責任感など社会人としての基礎的能力や人柄等について評価します。

7. 職位及び給与

(1) 職位 言語聴覚士（医療職〈1〉1級職）

(2) 給与

① 初任給

単位:円

職給	給料表号給	給料月額	地域手当	合計
中級職 (短大卒程度)	医療職(一)	94,880～ 106,680	5,692～ 6,400	100,572～ 113,080
	1級 21～85号給			

(令和8年2月末現在)

※ 上位の学歴及び一定の職務経験を有する者は、一定基準で算出した経験年数を加算し、上位の給料月額に決定します。

② 諸手当

通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を給与条例に基づいて支給します。

8. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までのうち、1日7時間45分で週2日勤務になります。業務の状況などにより1日の勤務時間を超える勤務（時間外勤務）があります。

※時間外勤務を行った場合は、別途「時間外勤務手当」が支給されます。

(2) 有給休暇

- ① 年次休暇 8日付与
- ② 特別休暇 忌引、介護休暇等が整備されています。

9. その他

採用に関する不明な点等については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

白井市役所 総務部 人事課

電話：047-492-1111（代）

北総線 白井駅下車 徒歩10分